

大型連休ガイド

■役場・町立病院・各公民館窓口・ふれあい交流センター・標茶児童館

4月28日(火)まで平常どおり
 4月29日(水)は休み
 4月30日(木)～5月1日(金)は平常どおり
 5月2日(土)～6日(水)は休み
 5月7日(木)から平常どおり

※火葬・死亡届などの緊急を要する場合は対応します。

※町立病院は急患は受け付けします。

※町立病院の定期薬を服用の方は、休み中に薬切れが生じないように早めに受診願います。

■町有路線バス

4月28日(火)まで平常どおり
 4月29日(水)は休み
 4月30日(木)・5月1日(金)は平常どおり
 5月4日(月)～6日(水)は休み
 5月7日(木)から平常どおり

※新型コロナウイルス感染症対策により、変更になる場合があります。

■図書館・農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう・武道館

4月28日(火)まで平常どおり
 4月29日(水)は休み
 4月30日(木)～5月2日(土)は平常どおり
 5月3日(日)～6日(水)は休み
 5月7日(木)から平常どおり

■ごみ収集業務

5月1日(金)まで平常どおり
 5月4日(月)・5日(火)は休み
 5月6日(水)から平常どおり

■クリーンセンター（ごみの受け入れ）

4月29日(水)は休み
 4月30日(木)・5月1日(金)は平常どおり
 5月2日(土)は午前9時～正午
 5月3日(日)～6日(水)は休み
 5月7日(木)から平常どおり

■博物館

5月4日(月)まで開館
 5月5日(火)は休み
 5月6日(水)から平常どおり

町有施設の耐震化状況について

ここ数年の間に、平成28年4月の熊本地震や平成30年9月北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、大地震はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

建築物の耐震化は「死者数・経済被害額をおおむね半減させる」という防災戦略における減災目標達成のための最も重要な課題であり、緊急かつ最優先に取り組むべき事項です。

本町では、あらかじめ地震の震度や建築物の被害を予想し、地震発生時の被害を軽減させ、減災目標を達成するため、標茶町耐震改修促進計画を策定しています。計画では、優先的に耐震化すべき公共建築物（※1）や耐震改修促進法に規定する特定建築物の全てを、平成27年度までに耐震化することを目標にしてきました。なお、耐震化が進んでいない役場庁舎、教育委員会庁舎については引き続き改修方法などを検討していきます。

※1 優先的に耐震化すべき公共建築物…地震が発生した場合に災害応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設、避難所として利用する各種集会施設、福祉施設など

耐震化進捗状況（令和2年3月31日現在）

	対象施設数（※2）	耐震性対策済み	耐震性なし	耐震化進捗率
小中学校（校舎、屋体）	16	16	0	100%
幼稚園・保育園	7	7	0	100%
その他施設	22	20	2	90.9%
合計	45	43	2	95.6%

※2 対象施設…新耐震基準施行（昭和56年6月）以前に建設された施設

※個別の状況は町ホームページで公表しています。

問い合わせ／役場総務課交通防災係（2階⑬番窓口☎内線213）

野生鳥獣 対策について



現状

釧路湿原国立公園をはじめとした自然豊かな環境が広がる本町には、多種多様な野生動物が生息しています。一方で、増え過ぎたエゾシカによる農林業および希少植物への被害や、キツネ・カラスなどによる家畜被害が多く発生しております。また昨年度についてはヒグマによる家畜被害が多発したことから早急に対策を講じなければなりません。

本町では野生鳥獣による被害防止および管理を目的として「標茶町鳥獣被害防止計画」を策定しています。また、北海道猟友会標茶支部の協力による有害鳥獣駆除の実施や、町内関係機関で構成された「標茶町鳥獣被害対策協議会」の設立など、捕獲対策に取り組んでいます。

箱わなによるキツネやタヌキなどの捕獲

キツネやタヌキによる家畜被害が発生していることから、本町では猟友会による駆除や「箱わな」の貸し出しによる捕獲に取り組んでいます。

箱わなの設置は「わな猟免許」を取得している行政職員

などが行います。わな設置後の見回りや餌の設置などは、設置場所の酪農家の皆さんにお願いしています。

※広範囲に餌を設置すると、周囲から余計な個体をおびき寄せてしまう恐れがあります。餌は箱わなの中や、その周りに設置してください。※農作業車によるわなの破損が発生しています。取り扱いにご注意ください。

カラスへの対応

毎年4月中旬～5月下旬にかけて、巣作りを始めたカラスが、通行人を攻撃するという事案が発生しています。巣の撤去は町で対応しています。巣の高さや付近の状況により、早急に対応できない場合もあります。なお、家畜などへの被害がある場合は、随時、駆除を行いますのでご連絡ください。

エゾシカの駆除

猟友会の協力により、毎年約2200頭の駆除を実施しています。主に銃器により実施していますが、4～9月は牧草地での出没が多く、駆除個体を回収する際に土地所有者の方のご協力をお願いすることもあります。また、牧草が伸びている状態や雨天後の土壌が不安定な場合など、草地などを傷めてしまう恐れがある時は、土地に立ち入らな

いよう注意しています。所有している農地で、猟銃やわなを使つてのエゾシカ駆除を希望する方は、ご連絡ください。

タンチョウへの対応

近年、タンチョウの個体数は増加傾向にあり、本町全域に分布しています。一部では牛舎の給餌場にタンチョウが飛来し、牛を威嚇して牛がけがをするなどの事案が発生しています。まずは追い払いを行つていただき、それでも個体が逃げない、被害が増えたなど、問題が解決しない場合はご連絡ください。

ヒグマへの対応

ヒグマが道路上や民家付近など、人畜へ害を及ぼす可能性がある場所に出没した場合、町・猟友会で付近の巡視、駆除活動を行います。目撃したら、場所・時間などの詳しい情報を連絡してください。

ヒグマは、ちよつとした立ち木や物陰を伝つて移動します。散歩や山菜採りなどの野外活動を行う時は、ラジオや熊鈴など音の出る物を携帯し、人間が近くにいることをヒグマに知らせましょう。

また、家畜を飼育している方につきましては、家畜の飼養管理を徹底しましょう。

■問い合わせ／役場農林課林政係（18番窓口 ☎内線247）

社会教育関係団体の 認定申請・ 更新について

文化・スポーツ活動などを行つている団体のうち、教育委員会に認定された団体は「社会教育関係団体」として、各種支援を受けることができます。

現在の認定団体は6月末に認定期間が終了します。引き続き認定を希望する団体は、更新手続きをお願いします。

対象となる団体には申請書を送付しますので、総会資料などを添えて提出してください。認定は3年間（令和5年6月末日まで）有効です。

新たに組織した社会教育関係団体があれば、随時、申請を受け付けますのでお問い合わせください。

■認定の要件

- ・ 次の全てを満たすこと
- ・ 社会教育に関する事業を主な目的としていること
- ・ 団意思志を決定・執行・代表する機構などが確立され、規約などがあること
- ・ 自ら経理・監査するなど、

会計機能を備えていること

・ 団体活動の本拠としての事務所があること

・ 原則5人以上で構成される団体であること（5人に満たない場合でも、主として社会教育に関する事業を行つている団体はご相談ください）

■認定団体への優遇措置

- ・ 車両借り上げ料などの補助（大会・研修会などに参加する場合）
- ・ 有料体育施設の専用使用料50%減額
- ・ 開発センター使用料の減免（入場料を徴収する場合を除く）
- ・ 公民館使用料の免除
- ・ コンベンションホールういず使用料の免除

■提出期限／6月30日（火）（更新の団体のみ）

■新規の団体は、随時、受け付けています。

■提出先／各公民館、農業者トレーニングセンターなど（活動時に利用している施設）

■問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎4851-2111内線2080）

祝日の代替運行について

町有バスの昼の便は、週1回、各路線を固定の曜日に運行しています。運行日が祝日にあたる場合は、昼の便を代替運行しますので、ぜひ利用してください。なお、年末年始は除きます。



祝日（運休）	代替運行日
令和2年4月29日(水) 茶安別線	5月1日(金)
5月4日(月) 阿歴内線・磯分内線	5月8日(金)
5月5日(火) 沼幌線	5月7日(木)
5月6日(水) 茶安別線	5月8日(金)
7月23日(木) オソベツ線	7月21日(火)
7月24日(金) 虹別線	7月22日(水)
8月10日(月) 阿歴内線・磯分内線	8月11日(火)

祝日（運休）	代替運行日
9月21日(月) 阿歴内線・磯分内線	9月23日(水)
9月22日(火) 沼幌線	9月24日(木)
11月3日(火) 沼幌線	11月5日(木)
11月23日(月) 阿歴内線・磯分内線	11月24日(火)
令和3年1月11日(月) 阿歴内線・磯分内線	1月13日(水)
2月11日(木) オソベツ線	2月9日(火)
2月23日(火) 沼幌線	2月25日(木)

■問い合わせ／役場管理課車両管理係（1階⑧番窓口☎内線146）

危険物取扱者試験のお知らせ

- 試験日／5月17日(日)
- 種類／甲種、乙種全類、丙種
- 場所／釧路市ほか道内7市
- 受付期間／4月3日(金)～10日(金)

※受験願書・申込書は標茶消防署にあります。
 ※インターネットからの申請もできます。詳しくは消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）をご覧ください。（インターネット申請の受付期間は4月7日(火)まで）

新生活シーズン・調理器具からの火災に注意

春から新生活を始める方が調理器具の使用方法を誤り、火災になることがあります。特に原因として多いのが電子レンジ、IHクッキングヒーター、ガスコンロとなっています。使用の際は次のことに気を付けましょう。

- 使用の前に使用方法を確認しましょう。
- 調理器具がリコールの対象になっていないか確認しましょう。
- 使用中はその場から離れないようにしましょう。
- 調理器具の付近には燃えやすい物を置かず、整理整頓を心掛けましょう。



消防だより



標茶消防署 ☎485-2021
 ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/sfsma/>

春の全道火災予防運動を実施します

春の全道火災予防運動を4月20日(月)～30日(木)で実施します。

標茶消防署では、毎年この時期に多発する林野火災を防止するため、放送設備を使用した火災予防広報などを行います。

過去に本町で発生した林野火災は、野焼き・ごみ焼き・簡易焼却炉の使用によるものが多くなっています。いずれも法律で禁止されており、懲役・罰金などの対象となります。火災の危険があるだけでなく、近隣に多大な迷惑となりますので、絶対にやめましょう。

たばこやたき火などの小さな火でも、枯れ草などに燃え移り、大きな火災につながる危険性があります。山菜採りや魚釣りなどで入林する際は、火気の取り扱いに十分注意しましょう。

